

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>■茅ヶ崎市自治基本条例（平成21年条例35号） (財政運営等)</p> <p>第19条 市長は、市政の運営が現在及び将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政を運営するとともに、財政状況について、分かりやすく公表するよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、財政の健全性を確保するため、中長期的な展望に立って、計画的に財政を運営しなければならない。</p> <p>3 市長は、財政の見通しを策定し、当該見通し及び次条第1項の評価の結果を踏まえて予算を編成しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■茅ヶ崎市財務規則 (予算の編成方針) 第12条 市長は、毎年10月末日までに翌年度の予算編成方針を定めるものとする。 2 経営総務部財政課長(以下「財政課長」という。)は、前項の予算編成方針の決定があったときは、その旨を部長及び課等の長に通知しなければならない。 (予算要求書の裁定) 第14条 財政課長は、前条第1項に規定する予算の要求書が提出されたときは、経常的経費については別に定める基準により調整し、臨時的経費及び政策的経費については予算の要求書を整理し、経営総務部長の査定に供さなければならない。 2 経営総務部長は、前項の予算の要求書について必要と認めるときは、所管の部長の意見を聴き予算の要求書を査定し、意見を付して市長の裁定を受けなければならない。 3 財政課長は、前項の裁定結果を部長及び課等の長に通知しなければならない。 (予算書等の作成) 第15条 財政課長は、前条第2項の規定による市長の裁定に基づき予算書及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第144条第1項各号に規定する予算に関する説明書(以下「予算に関する説明書」という。)を作成し、市長の決裁を受けなければならない。 (補正予算) 第16条 前3条の規定は、補正予算について準用する。 (歳出予算の配当) 第24条 経営総務部長は、歳出予算を年度当初に配当(課等に対して、その予算の範囲内における支出負担行為及び支出命令をすることのできる限度額を示す行為をいう。以下同じ。)しなければならない。～～(以下、省略) 2 (略) (歳出予算の流用) 第31条 (略) 2 (略) 3 財政課長は、第1項の規定により予算流用伺書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を会計管理者及び課等の長に通知しなければならない。 4 (略) (予備費の充用) 第32条 (略) 2 (略) 3 財政課長は、第1項の規定により予備費充用伺書の提出があったときは、内容を審査し、その結果を会計管理者及び課等の長に通知しなければならない。 4 (略)</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>■地方自治法（昭和22年法律第67号） （決算） 第233条（略）</p> <p>2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。</p> <p>3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 普通地方公共団体の長は、第三項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。</p> <p>6（略）</p> <p>7（略）</p> <p>（組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提出の要求） 第252条の17の5 総務大臣または都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公用団体に対し、適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要な資料の資料を求めることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>■地方財政法（昭和23年法律第109号） （地方財政の状況に関する報告） 第30条の2 内閣は、毎年度地方財政の状況を明らかにして、これを国会に報告しなければならない。</p> <p>2 総務大臣は、前項に規定する地方財政の状況に関する報告の案を作成しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>■茅ヶ崎市財務規則（昭和47年規則第14号） （決算説明資料） 第114条 課等の長は、毎年度その所管に属する予算執行の実績を明らかにするため、次に掲げる歳入歳出決算の説明資料を作成し、出納閉鎖後2月以内に財政課長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 主要な施策の成果その他予算執行の実績を明示した主要事業報告書 (2) 補助金の主要なものについては、その補助効果の概要 (3) 監査委員の指摘事項に対する説明 (4) その他必要な書類</p> <p>2 財政課長は、前項の資料に基づき法第233条第5項に規定する主要な施策の成果を説明する書類を作成しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■地方交付税法（昭和25年法律第211号） （交付税の算定に関する資料） 第5条 （略） 2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならない。 3 （略） 4 （略）</p> <p>■地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 （地方特例交付金の額の算定に用いる資料の提出等） 第7条 （略） 2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の地方特例交付金の額の算定に用いる資料を都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。</p> <p>■地方揮発油譲与税法（昭和30年法律第113号） （譲与額の算定に用いる資料の提出義務） 第6条 都道府県知事及び市町村の長は、総務省令で定めるところにより、地方揮発油譲与税の額の算定に用いる資料を総務大臣に（市町村の長にあつては、都道府県知事を経由して総務大臣に）提出しなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■地方自治法（昭和22年法律第67号） （地方債） 第230条 普通地方公共団体は、別に法律で定める場合において、予算の定めるところにより、地方債を起すことができる。 2（略） （一時借入金） 第235条の3 普通地方公共団体の長は、歳出予算内の支出をするため、一時借入金を借り入れることができる。 2（略） 3（略）</p> <p>■地方財政法（昭和23年法律第109号） （地方債の制限） 第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。 ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。） 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合 （地方債の償還年限） 第5条の2 前条第5号の規定により起こす同号の建設事業費に係る地方債の償還年限は、当該地方債を財源として建設した公共施設又は公用施設の耐用年数を超えないようにしなければならない。当該地方債を借り換える場合においても、同様とする。 （地方債の協議等） 第5条の3 地方公共団体は、地方債を起し、又は起こそうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。 2（略）</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■地方自治法（昭和22年法律第67号） （財政状況の公表等） 第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。 2・3 （略）</p> <p>■地方公営企業法（昭和27年法律第292号） （業務の状況の公表） 第40条の2 管理者は、条例で定めるところにより、毎事業年度少くとも二回以上当該地方公営企業の業務の状況を説明する書類を当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、遅滞なく、これを公表しなければならない。 2 （略）</p> <p>■茅ヶ崎市財政状況の公表に関する条例（昭和23年条例第13号） （公表の時期） 第2条 財政状況の公表は、毎年5月1日及び11月1日に行うものとする。 2 （略） （公表事項） 第3条 前条第1項の規定により5月1日に財政状況を公表する場合における公表事項は、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項並びに財政の運営方針及びその動向を明らかにしたものとする。 (1) 歳入歳出予算の執行状況 (2) 財産、地方債及び一時借入金の現在高 (3) その他財政に関する事項で市長が必要と認めるもの 2 前条第1項の規定により11月1日に財政状況を公表する場合における公表事項は、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算の概況とする。 3 （略）</p> <p>■地方公共団体の財政の健全化に関する法律（抄） （健全化判断比率の公表等） 第三条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。</p> <p>■「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知総財務14号）抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。 ・統一的な基準による財務書類等を原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>■地方自治法(昭和22年法律第67号) (基金) 第241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。 2～8 (略)</p> <p>■茅ヶ崎市ふるさと基金条例(平成20年条例第37号) (管理) 第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 (略) (運用益金の処理) 第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。 (処分) 第7条第6条 基金は、次に掲げる事業の経費に充てる場合に限り、処分することができる。 (1) 教育又はスポーツの振興に関する事業 (2) 健康又は福祉の増進に関する事業 (3) 産業の振興に関する事業 (4) 環境の保全及び創造に関する事業 (5) 安全で快適なまちづくりに関する事業 (6) 海浜の維持及び保全に関する事業 (7) 前各号に掲げるもののほか、地域の特性を生かしたまちづくりに資すると認められる事業 2 市長は、前項の規定による処分をするに当たっては、寄附をした者の意向が反映されるように配慮しなければならない。</p> <p>■茅ヶ崎市財政調整基金条例(昭和54年条例第14号) (管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 (略) (運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入する。 (処分) 第6条 基金は、次の各号の1に該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。 (1) 大規模な建設事業の経費の財源に充てるとき。 (2) 災害により生じた経費の財源、又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。 (3) 地方債の繰上償還の財源に充てるとき。 (4) 歳入が激減した場合における不足額の補充財源に充てるとき。</p>